

電話番号・電話転送サービスの提供ルールに関する改正概要

- 令和3年12月8日付け情報通信審議会答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」等を踏まえ、電話番号・電話転送サービスの提供ルールを制度化するため、「電気通信番号計画」及び関連制度について所要の改正を行う。

1. 改正の概要

(1) 電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)の変更

① 電気通信事業者が利用者設備識別番号(固定電話番号(0AB～J)、特定IP電話番号(050)等)を提供する場合等の遵守事項を制定

- ✓ 卸電気通信役務であることを特定した契約
 - ・卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定(みなし認定含む。以下単に「認定」という。)を受けていることを卸元事業者が確認すること
 - ・卸契約に関する書面において、卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件(以下単に「条件」という。)を遵守することについて合意すること
- ✓ 上記以外の契約(提供先の電気通信事業の用に供される場合)
 - ・契約約款等において、提供先に対して条件を遵守するよう提供元が求めること
 - ・提供先が、特別の事情がない限り、提供を受けた電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する旨、認定を受けている旨を提供元に申し出ること

② その他

- ✓ 認定を受けている電気通信事業者名等の公表(定期報告の有無を勘案)
- ✓ 電話転送役務(発信転送・着信転送)の定義の見直し
- ✓ 固定電話番号の番号区画に関する個別実態に即した表記の見直し

※ 上記のほか、電話転送役務に係る本人特定事項の確認方法に関し、規定の整備を行う。

(2) 関連制度の改正

○ 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)の改正(電気通信番号の使用に関する報告関連)

- ✓ 卸電気通信役務の提供状況として、卸先事業者ごとの認定状況の確認の有無、条件の遵守の合意の有無の報告を求めること
＜様式第28の2＞

※上記のほか、事業者の負担軽減の観点から、報告事項を見直す＜様式第28、様式第28の3、様式第28の4＞

2. 施行期日等

令和5年1月1日から施行する^{※1}。ただし、一部の利用者設備識別番号^{※2}については、当分の間、1.(1)①の事項は適用しない。

※1 1. (1)②は、公布の日から施行する。

※2 音声伝送携帯電話番号(070/080/090)、データ伝送携帯電話番号(020C/0200)、IMSI

<イメージ>

総務省

●認定事業者リストの公表（新設）

事業者名	法人番号	登録番号・届出番号	認定を受けている番号種別
A事業者			
B事業者			
...			

報告未提出等は反映しない

●事業者からの報告（報告規則）

○電気通信番号の使用状況（既設）

番号種別	番号使用数	番号未使用数	...
固定電話番号			
音声伝送携帯電話番号			
...			

○卸電気通信役務の提供状況（改正）

卸先事業者	...	認定状況の確認	条件遵守の合意
A事業者			
B事業者			
...			

公表

報告

卸電気通信役務であることを特定した契約の場合

- ・卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認
- ・卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することに合意

卸元事業者



卸先事業者



卸契約

電気通信番号の管理に必要な連絡体制を構築

契約約款等による契約の場合

利用者が提供を受ける電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、契約約款等において、電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう要請

提供を受ける電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること等を提供元の電気通信事業者へ申告

電気通信事業者（提供元）



利用者（提供先）
（電気通信事業者）



（エンドユーザー）

一般の利用者と同じ利用契約

利用者として提供を受けた役務をさらに別の者に対して提供

第1(総則)への追加

- 5 総務省は、第2の5(1)の確認の円滑化を図るため、電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)第8条の報告の状況を踏まえ、電気通信番号使用計画の認定(法第50条の2第3項の規定の適用を受けたものを含む。)の状況を公表することとする。

第2(電気通信番号の使用に関する基本的事項)への追加

- 5 利用者設備識別番号については、次に掲げる電気通信番号の使用に関する条件によるほか、第3に定める事項によること。
- (1) 他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に当たっては、当該他の電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること。
 - (2) 他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を締結するに際しては、当該契約に関する書面(電磁的記録を含む。(3)において同じ。)において、当該他の電気通信事業者が当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件(この5に掲げるものを含む。(3)において同じ。)を遵守することについて合意すること。
 - (3) 利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供に関する契約(当該契約に関する書面において卸電気通信役務の提供であることを特定するものを除く。)を締結するに際しては、当該契約に関する書面において、当該契約の相手方である利用者に対して、当該利用者が当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合における当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう求めること。
 - (4) 他の電気通信事業者から利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を受けるに際しては、特別の事情がない限り、当該提供を受ける者は、当該他の電気通信事業者に対して、当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び自らが電気通信番号使用計画の認定を受け、又は受けようとしていることを申し出ること。
 - (5) 利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を締結した場合は、当該契約の相手方との間において、卸元事業者の電気通信番号の管理に資するために、必要な連絡体制の構築を図ること。

様式第28の2(第8条関係)

電気通信番号の使用に関する報告 (卸電気通信役務(利用者設備識別番号)の提供状況)

年4月1日から
年3月31日まで

事業者名
法人番号
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号 使用計画の認定状況の確認	電気通信番号の使用に関する 条件の遵守の合意

卸先事業者への
確認等を追加

認定状況の確認の
円滑化のための
公表事項を注記に追加

- 注 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者(電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。)の氏名又は名称
 - ・当該電気通信事業者の法人番号
 - ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
 - ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMSIを除く。)の種別